

国分寺市武蔵国分寺跡史跡指定 100 周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国分寺市（以下「市」という。）が定める武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴ等」という。）の利用（国分寺市武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念冠事業取扱要綱の適用を受けるものを除く。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴ等の内容と権利)

第2条 ロゴ等は別図のとおりとする。

2 ロゴマークに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく権利をいう。以下同じ。）は、全て市に帰属するものとする。

(利用と届出)

第3条 ロゴ等を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念ロゴマーク等利用届出書（第1号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要と認めるときは届出内容を補足する資料の添付を求めることができる。

2 次の各号の一に該当する利用の場合は、前項の届出は不要とする。その場合、利用者はこの要領の各条に規定された内容に同意し、遵守するものとする。

(1) 新聞、テレビその他報道機関が報道又は広報の目的により利用するとき。

(2) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる範囲内において、営利を目的とせず利用するとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるとき。

(利用上の遵守事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 届出をした目的にのみ利用すること。

(2) 市が別に定める「武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ利用マニュアル」に基づいて利用すること。

(利用料)

第5条 ロゴ等の利用料は、無料とする。

(届出内容の変更)

第6条 ロゴ等の利用について、第3条に基づく届出の内容に変更が生じたときは、再度武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念ロゴマーク等利用届出書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用の禁止等)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、ロゴ等の利用を認めないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 商標法に基づく商標、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠等として独占的に利用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 市が特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (5) キャッチフレーズのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 国分寺市暴力団排除条例(平成24年条例第21号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等が利用するとき。
- (7) 偽りその他不正な手段により、利用の届出をしたとき。
- (8) 第4条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、ロゴ等の利用について市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項各号に該当する場合において、利用者が当該利用を中止しないときは、利用の差止めその他の必要な措置を講ずることができる。

(免責)

第8条 市は、前条第2項による利用の差止めその他の必要な措置を講じたことにより利用者に生じた損害又は損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任(次項において単に「法律上の責任」という。)を一切負わない。

2 市は、利用者がロゴ等の利用により第三者に対して与えた損害又は損失について、法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、ロゴ等の利用において市に損害を与えたときは、その損害につい

て賠償しなければならない。

(報告等)

第 10 条 市長は、ロゴ等の利用状況等に関し必要があると認めるときは、利用者に対し報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

(公表)

第 11 条 市長は、ロゴ等の利用を広く促進するため、ロゴ等の利用の届出に関する状況等を公表することができる。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、ロゴ等の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に行われているロゴ等の利用は、この要領によるロゴの利用とみなす。

別図（第 1 条関係）

(ロゴマーク)



(キャッチフレーズ)

天平の記憶 つないだ 100 年 つなぐ 100 年

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念ロゴマーク等利用届出書

国分寺市長

武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念ロゴマーク等を利用したいので、以下のとおり届出いたします。届出にあたり、「国分寺市武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念ロゴマークの利用に関する要領」に定める事項を遵守することを誓約します。

1 ロゴ等の利用目的, 利用方法, 利用場所, 有償・無償の別等をご記入ください。 (例: 商品名・媒体名, ○○イベントにて使用, 等)	
2 ロゴ等の利用予定期間をご記入ください。	年 月 日 ~ 年 月 日
3 利用する方についてご記入ください。	(個人の場合) 住所: 〒 氏名: 電話:
	(法人・団体の場合) 所在地: 〒 法人・団体名: 代表者氏名: 電話: 担当者氏名:

添付資料 なし

あり ()

※上記届出項目の記載内容に変更が生じた場合は、再度届出書をご提出ください。